主

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、各原決定を取り消したうえ、東京地方検察庁検察官がした 各接見に関する処分を取り消されたいというのであるが、職権により調査すると、 被疑者両名に対する頭書各被疑事件については、昭和五八年一〇月一八日東京地方 裁判所に公訴が提起されたことが認められるので、刑訴法三九条三項により本件各 申立はいずれもその利益を欠き、不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五八年一〇月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	П	正	孝
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	和	田	誠	_